

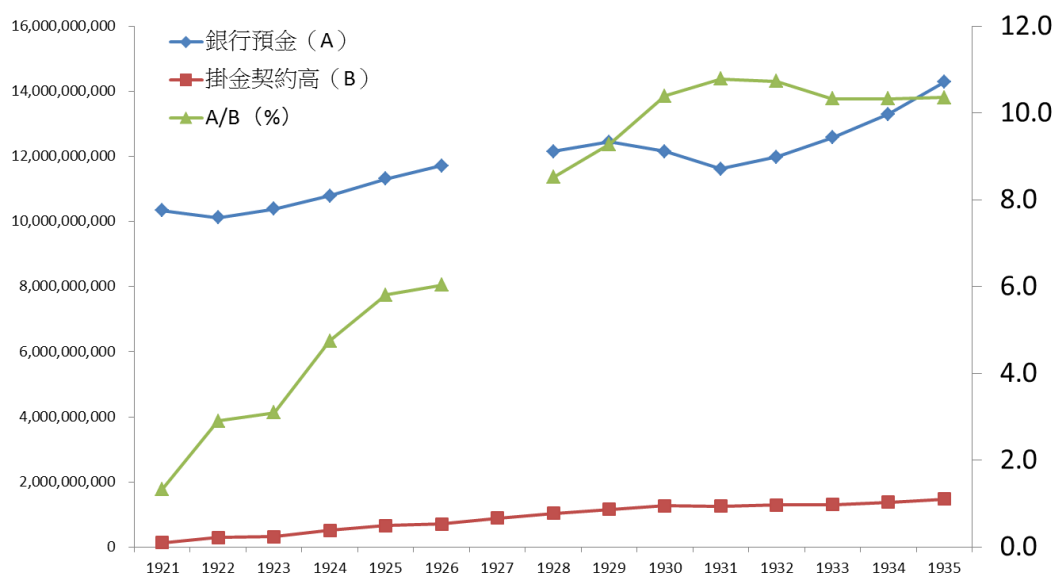
戦間期日本における無尽会社の経営*

兒玉州平†・河瀬宏則‡

1. はじめに

日本において無尽会社研究が本格的に展開されるのは1980年代に入ってからである(麻島1983, 渋谷2001, ナジタ2015)。庶民金融全般としては、農村における無尽講(小島2011a, 2011b, 2011c)や、都市小口金融(小島2015)や質屋金融(杉山ほか2014)について盛んに研究がおこなわれ、近年研究がとみに深化している。しかし、その中で会社制度に拠る無尽(営業無尽あるいは無尽会社。本稿では無尽会社と呼称する)については依然として研究が十分に蓄積されているとはいえない。麻島(1983)は相互金融である無尽会社は、掛金額や給付金額が複雑を極めるため、その経営実態を把握するのが難しいことを指摘したが、このために無尽会社の営業実態を把握する研究手法がいまだ確立していないことが研究の阻害する要因ともなっている。

本稿では研究手法確立に向けた基礎的作業として、個別の無尽会社に注目し、経済環境の変化が経営に与えた影響を把握することを目的とする。第1図のように、無尽会社は、不況の続く戦間期にその規模を拡大させている。このため本稿は、とくに、経済変動リスクにさらされた利用者が、無尽会社をいかに利用したかを検討していく。



* 本稿は九州産業大学産業経営研究所2015年度基礎研究部研究プロジェクトの成果である。

† 九州産業大学経済学部・講師 kodamas@ip.kyusan-u.ac.jp

‡ 九州産業大学経済学部・講師

第1図 無尽会社の位置

(『銀行局年報』各年次より作成)

2. 対象の設定

さて、本稿がその検討対象とするのは、兵庫県の三木無尽株式会社である(以下、三木無尽と略称)なお、同社は戦後兵庫相互銀行を経て、兵庫銀行へと商号変更したが、1995年に倒産している。三木無尽については、兵庫相互銀行(1962)および井上忠勝(1963)がある。三木無尽は、美囊郡三木町を中心とする金物商によって1912年に設立された三木勸業合資会社がもととなり、(兵庫相互銀行1962:77-81)、無尽業法制定後の1919年、三木無尽株式会社となった。なお、無尽業法とは、1915年に制定され、無尽業とは

本法ニ於テ無尽ト称スルハ一定ノ口数ト給付金額トヲ定メ定期ニ掛金ヲ払込マシメ一口毎ニ抽籤入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ対シ金銭ノ給付ヲ為スヲ謂フ(第一条、抜粋)¹

と定義されている。三木無尽の1934年末(戦時直前)の営業区域は神戸市・西宮市・尼崎市・明石市・武庫郡・川辺郡・明石郡・加古郡・印南郡・美囊郡・加東郡・加西郡・神崎郡・多可郡・有馬郡・多紀郡・出石郡・氷上郡・城崎郡・朝来郡²であり、県下では最大規模の無尽会社であった。兵庫県は、戦間期における景気変動の影響を大きく受けた地域であり、同社を取り上げることは、本稿の目的に照らしても適当であると考えられる。以下、三木無尽の『営業報告書』を利用して、戦間期における同社の経営実態を検討する。

3. 三木無尽における掛金

三木無尽はおもに大阪式・東京式による掛金方式を採っていた。まず掛金方式の概要を説明しておかなければならない。麻島(1972)(1981)(1983)をはじめとする先行研究においても掛金方式について触れられているが、ここでは、三木無尽の事例に即して掛金方式を紹介する。第1表は、大阪式による1,000円会(給付方法:入札、総口数30口、期間は60ヶ月)の掛金表である。入札を2ヶ月に1回、計30回行い、入札の都度、講員1名(口)に1,000円の給付が行われる。大阪式の大きな特徴は、掛金が期中に変わる点にある。第1表のように、掛金の変更は、無尽成立後20ヶ月、30ヶ月、40ヶ月、50ヶ月が経過するごとに切り下げられる。入札をせず、60ヶ月経過した場合掛金総額は865円となる。

第1表 三木無尽掛金表(大阪式)

回	期間	掛金	給付後掛金
1-10	20ヶ月	20円	22円×残月数(～5)
11-15	10ヶ月	18円	20円×残月数(～15)
16-20	10ヶ月	14円	18円×残月数(～25)
21-25	10ヶ月	9.5円	16円×残月数(～29)
26-30	10ヶ月	5円	
合計	60ヶ月	865円	

(兵庫相互銀行 1962 より作成)

第2表 三木無尽掛金表(東京式)

回	期間	掛金	給付後掛金
1-30	60ヶ月	17.5円	19円(～29回)
合計	60ヶ月	1,050円	

(兵庫相互銀行 1962 より作成)

一方で、給付金を受けた後の掛金が大きく変動するのも、大阪式の特徴であり、たとえば無尽成立後 20 ヶ月以内に入札を行い、給付を受けた場合、その後の掛金は 22 円となる。たとえば初回入札(無尽成立 2 ヶ月経過)で給付を受けた場合、掛金は 3 ヶ月目から 22 円となる。つまり掛金総額は $20 \times 2 + 22 \times 58 = 1,316$ 円となる。大阪式では早い段階で給付を受けた場合掛金総額は給付額より大きくなり、給付が遅くなれば遅くなるほど、掛金総額が少なくなる。ただし、詳細な説明は省くが、入札差金の分配によって、早い段階で給付を受けたとしても、給付金と掛金総額の差は圧縮される。

三木無尽は、大阪式とは別に、東京式と呼ばれる掛金方式も採用していた。東京式は大阪式と異なり掛金が期中一律である点に大きな特徴があり、給付後掛金も、無尽成立からの期間にかかわらず同一である。大阪式は東京式にくらべ、その無尽成立後の初期にはギャンブル的性格が強く、その期間後期には貯蓄的性格の強いものとなる。

4. 三木無尽の経営

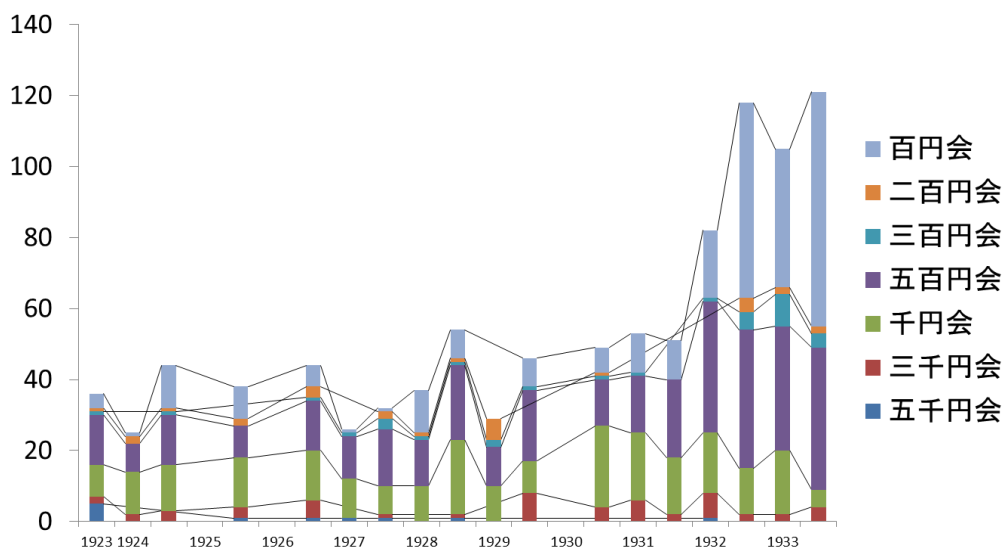
さて、以下では三木無尽の『営業報告書』によって、経営実態の検討を進める。ただし無尽会社の性格上からしても、また監督官庁によるチェック体制が十分でなかったことから、『営業報告書』に経営状況を示す正確な数値が掲載されているとは考え難い。このため、経営的な指標の導出は行わず、あくまで景気変動にともなって経営がどのような影響を受けたか、傾向の把握にとどめる。利用する資料は『営業報告書』のうち、1923 年上期から 1933 年下期までの 21 期である(うち、1925 年上期、1926 年上期、1930 年上期欠)

まず、成立無尽の推移を第 2 図によって確認しておく。まず指摘しうるのが、不況期における成立件数の顕著な減少である。とくに金融恐慌期(1927 年 3 月～5 月)にはその傾向は強く、1926 年下期から 1927 年上期に成立件数がほぼ半減している。

兵庫県下の無尽業者は、企業合同を模索するとともに³,

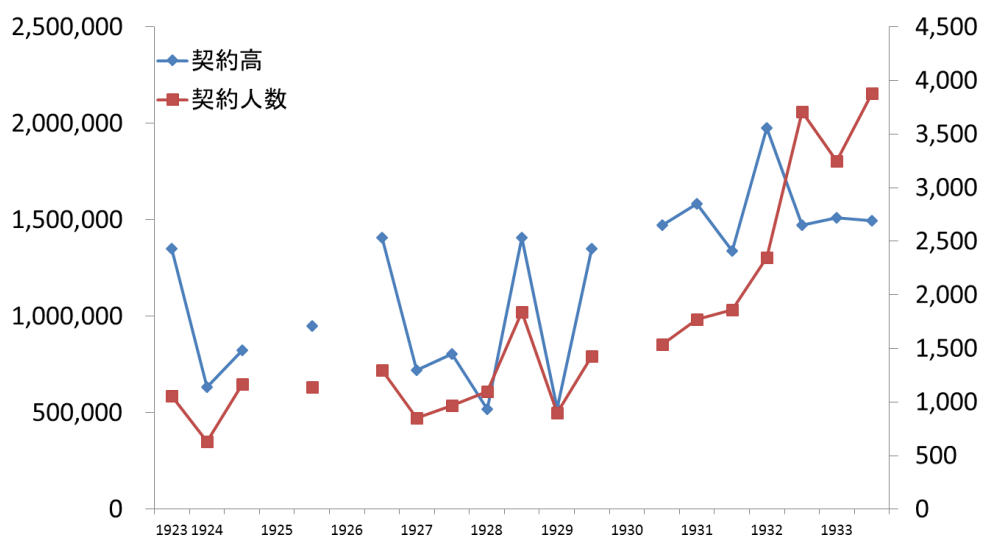
- 一、各社配当率は一割を越えざること
- 二、今期利益配当率は前期より二分以上減ずること
- 三、前期無配当のものにありては今期の配当を見合はすこと⁴

を申し合わせている。また井上準之助による金解禁政策（緊縮財政）の影響もうかがうことができる。このため、三木無尽は1928年下期には御大典記念キャンペーンを展開するなど講員の獲得に努める必要があった。ただし、当該期は、地縁的な相互金融に比して、会社組織による無尽講に対する信頼性が高まる画期ともなり、1930年代の無尽件数・契約



第2図 成立無尽件数推移

(『営業報告書』各期より作成)

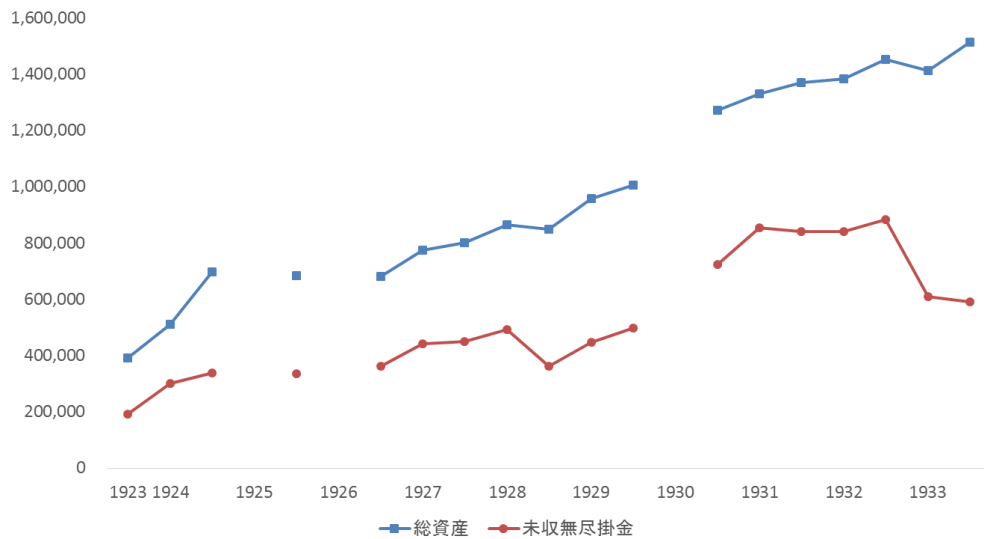


第3図 契約高・契約人数推移

(『営業報告書』各期より作成)

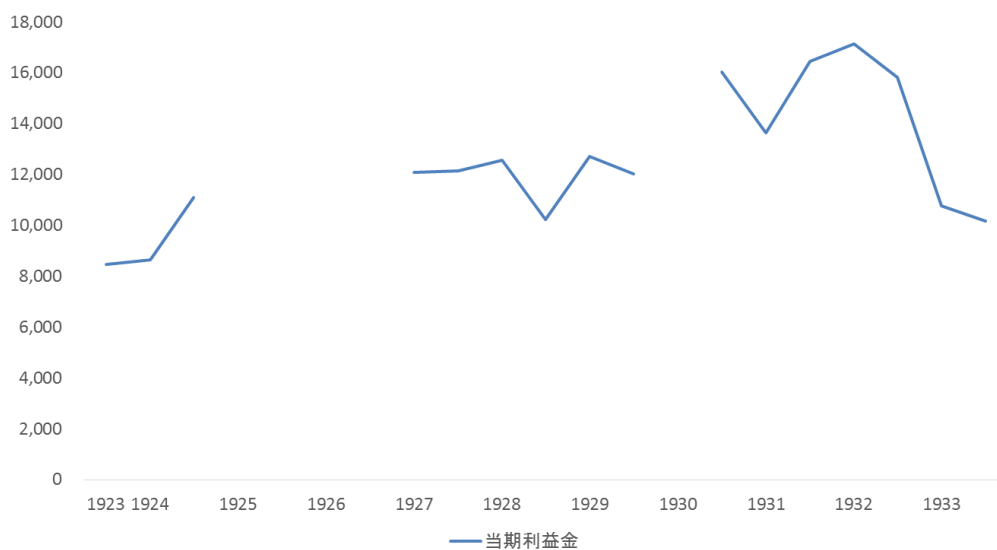
人数急増につながったようである⁵ (無尽業法の制定によって地縁的な相互金融は、厳密には非合法のものでもあった⁶)。

昭和恐慌期に成立件数は急増するが、そのほとんどは無尽としては少額である百円会・五百円会の増加に因るものである。第3図によって同期間中の契約高・契約人数を確認すると、とくに井上による緊縮財政以後、契約人数の急増を見てとることができる。おそらく射倖的な利用が急増したであろうことを推測できる。



第4図 未収無尽掛金推移

(『営業報告書』各期より作成)



第5図 当期利益金推移

(『営業報告書』各期より作成)

このため、無尽契約件数の急増は、三木無尽の経営安定化ないし業績の向上を意味しなかった。とくに無尽が射倅的に利用される場合、懸念されることは未収無尽掛金の増加である。射倅的な無尽の利用が増加すれば、給付金の獲得とともに以降の掛金を支払わなくなったり、あるいは給付金の落札を待つことができずに掛金の支払を途中で止めたりすることが起きるようになる。このことによって、講を維持できなくなれば、無尽会社に対する信頼は失われ、講員が集まらなくなる悪循環に陥る。

実際に、三木無尽でも以下のような事態が起こった。

未収無尽掛金ノ徴収整理ニ就テハ全社員ヲ督励シ回収ニ極力尽悴シ居レルモ財界ノ状勢今尚不安ヲ脱セズ世界的経済不況ノ影響ヲ受ケ都邑ノ別ナク疲弊困憊其極ニ達シ
(中略) 金輸出再禁止ヲ断行シタル為メ前途ニ於テハ如何ニ好転スルヤハ計リ難キモ
現在ニテハ唯物価ノ昂騰ヲ看タルノミ

第4図によって未収掛金推移をみれば、時期とともに未収掛金が増大することが明らかであり、未収金の増大は、三木無尽の経営を圧迫した(第5図)。

5. おわりに

最後に、本稿の小括と今後の課題を挙げておく。三木無尽の利用状況は、次のように推移した。第一次大戦後慢性不況期の初期には、無尽契約数と景気変動はパラレルな関係にあった。その傾向は、井上財政まで顕著に見て取ることができる。金輸出再禁止を経て、高橋財政が展開される中で、無尽契約件数は増大する。しかし、契約数の増加のほとんどは小口(百円会・五百円会)利用者の増大によって占められた。これらは貯蓄的(最後まで掛金を支払い続け、給付金との差額を得る)な利用というよりは、射倅的な利用であったために、未収掛金が増大した。見かけ上の契約件数の急増とは裏腹に、三木無尽の経営は不安定化したのである。地縁的な相互金融が慢性不況の影響によって維持できなくなったこと、あるいは、多くの家計が経済変動リスクにさらされたことによって、無尽会社は小口利用者の獲得に成功した。しかし、小口利用者の増大は講の維持を難しいものとしたのである。

今後さらに研究を深化するためには、三木無尽そのものの資料渉猟によって利用者の階層の把握などに努めなければならないことはもちろんであるが、あわせて次のことが不可欠となる。一つには競合他社(扇港無尽株式会社、神戸無尽株式会社)との比較であり、二つには類似の庶民金融(市街地信用組合、産業組合)等との比較である。今後の課題としたい。

[参考文献]

- 麻島 昭一 1972 「無尽業法の成立事情：日本金融立法史の一環として」『信託』, 90.
麻島 昭一 1981 「戦前における無尽会社研究の一考察：金融機関としての無尽会社に

- ついて」『専修経営学論集』, 32.
- 麻島 昭一 1983 「無尽業の存立基盤とその変質」, 国際連合大学編『国連大学人間と社会の開発プログラム』, 87.
- 井上 忠勝 1963 「濫觴期の営業無尽: 兵庫県下を中心として」『国民経済雑誌』, 107(2).
- 小島 庸平 2011a 「大恐慌期における在来的金融組織と農村負債整理事業: 座光寺村を事例として」, 『飯田市歴史研究所年報』, 9.
- 2011b 「1930年代日本農村における無尽講と農村負債整理事業: 長野県下伊那郡座光寺村を事例として」, 『社会経済史学』, 77(3).
- 2011c 「戦前日本農村における非制度金融組織の崩壊過程: 長野県下伊那郡座光寺村の匿名金融組合実効社を事例として」, 『農業経済研究』別冊(日本農業経済学会論文集 2011).
- 2015 「戦前日本の都市家計に対する小口信用資金の供給主体: 1930年代の東京市を中心に」, 『経済学論集』80(1・2).
- 後藤 新一 1994 『無尽・相銀合同の実証的研究』, 日本金融通信社.
- 渋谷 隆一 2001 『庶民金融の展開と政策対応』, 日本図書センター.
- 杉山伸也ほか 2014 「パネル 近代日本の都市庶民金融: 東京市芝区 T 質店の研究」(第82回全国大会小特集), 『社会経済史学』, 80(3).
- ナジタ, テツオ 『相互扶助の経済: 無尽講・報徳の民衆思想史』(五十嵐暁郎監訳), みすず書房.
- 兵庫相互銀行 1962 『兵庫相互銀行五十年史』.

1 『官報』第865号, 1915年6月21日.

2 『全国無尽会社要覧』, 1934年末現在.

3 『庶民金融』2(1), 1928年1月1日, 22頁.

4 「兵庫県下の無尽業者減配」, 『庶民金融』1(4), 1927年7月1日, 20頁.

5 「頼母子講の代りに無尽会社の活躍」, 『大阪毎日新聞』, 1927年8月15日.

6 「庶民金融機関 県下の無尽会社 頼母子の取締励行協議」, 『神戸又新日報』, 1928年11月1日.

7 「未収無尽掛金」『第参拾六期営業報告書』(1931年下期), 1頁.